

平成30年第7回玉野市教育委員会 会議録

I 期 日： 平成30年5月15日（火） 於：第1委員会室

II 開会時間： 14時00分

閉会時間： 15時40分

III 出席委員： 教育長 石川 雅史 教育長職務代理者 大川 佳郎
 委 員 野田 洋二 委 員 近藤 寿子
 委 員 妹尾 恵美

IV 欠席委員： ー

V 出席者氏名： 教育次長 岡本 隆 教育総務課長 服部 克巳
 学校教育課長 住田 義広 就学前教育課長 牧野 真哉
 社会教育課長補佐 長崎 英治
 （書 記） 山内 祐樹

VI 会議内容：

1. 開 会

2. 前回会議録の承認

平成30年第6回教育委員会会議（H30.4.5）の議決事項等について。

教育長報告：平成30年度3月定例市議会一般質問概要について

議 事：議案第13号公民館運営審議会委員の委嘱について 他2件

協 議：平成30年度玉野市教育行政重点施策について（第1稿）

そ の 他：玉野市学校給食センター整備の進捗状況について 他1件

（承認）

- (石川教育長) 今年度は
①教育サポートセンター
②商工高校の生徒
③小中学校の先生（英語・道徳・部活動など）
で調整したい。栄養教諭などは学校給食懇談会、公民館については公民館運営審議会、認定こども園は視察などの機会を活用して聞いていただければと思う。
- (野田委員) いつも参加者の話が一巡したくらいで終わってしまう。1時間半くらいに時間を拡大できないか。
- (石川教育長) 高校生以外はその方向としたい。

(2) 教育委員による学校等視察の実施方法の変更について

- (教育総務課長) 資料により説明。
- (野田委員) 視察日数自体は昨年までと同じか。
- (教育総務課長) 同じか1日減る程度だと思う。具体的スケジュールは次回以降に示す。

(3) 玉野市いじめ防止基本方針の改定について

- (学校教育課長) 資料により説明。
- (野田委員) 県の改定を受けての文言修正と考えてよいか。
- (学校教育課長) 改定の主旨は残しつつ、玉野市の表現としている。
- (妹尾委員) (P11)いじめ解消の定義として「行為が止んでいる期間が3か月」を目安としているが、被害者はそれ以降も不安な状態であり、本来は卒業まで見守るべきだ。せめて年度末までとしてほしい。
- (学校教育課長) 私見だが「解消」という表現が誤解を生みやすい。卒業までの見守りは当たり前の行為として行う。それとは別に、報告する上での、行政上の目安が3か月であると理解している。いじめ解消の定義は、上記かつ「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことだ。3か月以上行為がなくても、本人が苦痛を感じていれば解消ではない。
- (妹尾委員) 玉野市がいじめは絶対に許さないという考えなのであれば、国や県が示す期間より長くてもよいのではないか。
- (学校教育課長) 3か月にこだわるものではない。子どもをより大切にする姿勢として、3か月より長い期間としてもよい。

- (近藤委員) 説明を聞いて意図は理解したが、3か月という期間は自分も短いと感じた。「苦痛を感じていないと認められること」に重きを置くなどすればよいのではないか。
- (大川委員) もう少し書き方に注意して、2つを満たしていないと解消としないことが分かれば、ああそうかとなる。
- (石川教育長) 条件の順番を入れ替えて、「苦痛を感じていないと認められ」たうえで、「一定期間行為がないこと」としてはどうか。
- (学校教育課長) そのように修正したい。この場でいただいた意見をふまえ、事務局の責任校正とさせていただきたい。

6. その他

(1) 玉野市総合計画の改定に合わせた玉野市教育大綱の改定等について

- (石川教育長) 今年度改定される、玉野市総合計画の教育関係の部分をもって本市の教育振興基本計画としてはどうか。
 なお、総合計画の改定に合わせ、玉野市教育大綱についても総合教育会議の中で見直しを進めることになる。

次回、教育委員会は平成30年5月29日（火）14：00から特別会議室で開催するので参集願います。

以上で、第7回教育委員会を閉会します。

議事録調製者

書記

山内 祐樹



会議録署名委員

教育長

石川 雅史



〃

教育長職務代理人

大川 佳郎

